

保護者・教職員の皆様へ

ヘルメットを着用していれば…、  
助かる命があります。

道路交通法の一部改正(令和4年4月27日公布、1年以内に施行)により、すべての自転車利用者は乗車用ヘルメットを着用することが努力義務となります。

児童・生徒の大切な命を守るため、ご準備をお願いいたします。



【道路交通法第63条の11】改正イメージ

児童又は幼児を保護する責任のある者(※)に対する  
乗車用ヘルメット着用努力義務



※父母や教師など、当然に児童又は幼児を保護する責任のある者が含まれると解されています。

すべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット  
着用努力義務 ～新設～



【お問合せ先】  
埼玉県警察本部 交通部  
交通総務課(自転車対策係)  
048-832-0110(代表)

学年別・自転車事故死傷者数(H29-R3,県内)

